

2024年11月22日

中国短期査証（30日以内）免除のお知らせ

中国の外務省は今年11月30日より日本の普通パスポート所持者に対し、短期の滞在ビザを免除すると本日公式的に発表をいたしました。

今回の査証免除は、現時点では2025年12月までの期限付き特例措置としておりますが、コロナ前は査証免除滞在期間が15日間であったのに対しまして、今回は30日間まで延長されることになりました。

ビザ免除の対象となる短期滞在（観光・商用等）において、中国への渡航がこれまで以上にスムーズになります。この機会にぜひ、中国の魅力あふれる歴史や文化、絶景の旅をお楽しみください。

株式会社日本トラベルサポート